

企業版ふるさと納税制度について

(地方創生応援税制)



志のある企業が地方創生を応援する税制を創設

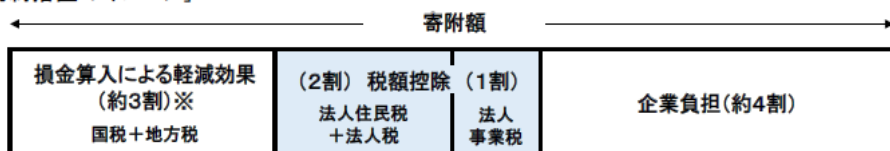
⇒地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対して寄附をした企業に、税額控除の措置

企業の寄附に係る負担を軽減

⇒税負担の軽減効果を2倍に！！

例えば、企業が地方公共団体に1,000万円寄附をした場合、現行の制度では、寄附額の約3割(約300万円)の税の軽減効果がありました。地方創生応援税制では、新たに寄附額の約3割(300万円)が税額控除され、これまでの2倍の約600万円の税の軽減効果があります。

【税制措置のイメージ】



※企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果がある。

【出典：地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)活用の手引き(内閣府作成)】

【税目ごとの特例措置の内容】

(1) 法人住民税

寄附額の2割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)

(2) 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の2割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)

(3) 法人事業税

寄附額の1割を税額控除(法人事業税額の20%(※)が上限)

(※) 地方法人特別税廃止後は15%

宮城県内の企業版ふるさと納税活用プロジェクトの詳細はコチラへ！



宮城県 HP

<http://www.pref.miyagi.jp/site/tiikisinnkou/kigyobanfurusatouzei.html>

「宮城県内で認定された地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)活用事業について」で検索してください！！

【担当課】

宮城県震災復興・企画部
地域復興支援課

【電話】

022-211-2425

【FAX】

022-211-2442